

○調整力募集要綱(案)に対するご意見・ご質問と回答一覧

(電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力)

平成29年11月20日

東京電力パワーグリッド株式会社

No	対象要綱	項目	お問い合わせ内容	当社回答
1	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	全般	調整力募集全般においてポジワットとネガワットで混成された申請を認めていただきたいです。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に、「原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける」と記載されておりますので、ポジワットについてはユニットごと(容量単位)の応札とし、ネガワットとは別応募とすることとさせていただきます。
2	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	全般	低圧の事業者でも問題ないでしょうか。	低圧需要家についても特段制限は設けておりません。
3	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	全般	現在、需要家の募集・参加を呼びかけていますが、入札応募時に最低要領の1MWは必須となるのでしょうか。	入札段階で最低応札容量については必ず満たし、確保していただく必要がございます。
4	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	全般	(要望) ネガワットとポジワット、公募上異なるメニューでの募集をしていただきたい。 【理由】ネガワットとポジワットでは、調整力の創出方法が異なるため。またこれにより、評価方法についても別に取り扱うことが可能となるため。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となつておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでない」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
5	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	第2章	(原案) 契約設備等の容量を複数に分割し、その分割した容量ごとに重複しない範囲で当社が別途募集いたします電源 I 周波数調整力または電源 I 需給バランス調整力へ入札を行なうこと(以下「複数入札」といいます。)は可能といたします。ただし、同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。 (質問事項) 同一需要場所で、重複しない複数分割した容量を、複数のアグリゲーターに割り当て、設備容量を超えない範囲で、複数アグリゲーターが同一募集枠へ入札することは可能という理解で良いか?できないとするならば、昨年が可能であったが、なぜ本年度は不可である理由をご教示いただきたい。	ご認識の通り、同一需要場所で、重複しない複数分割した容量を、複数のアグリゲーターに割り当て、設備容量を超えない範囲で、複数アグリゲーターが同一募集枠へ入札することは可能です。ただし、同一のアグリゲーターによる同一設備の同一の募集枠への複数入札はできないものとします。
6	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	第2章	(原案) 第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。 (質問) 譲渡対象となる落札案件の内容には変更は生じないという前提で、落札者が第三者へ譲渡する際の交渉及び関連する条件(例:落札者が応札準備に要したコスト等を考慮した譲渡費用等)は、両者間の協議に委ねられるという理解でよいか。	ご認識のとおり、落札者が第三者へ譲渡する際の交渉および関連する条件については両者間で協議いただくものと考えます。また、募集にに合わせて公表させていただいた、電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力契約書の「(契約の承継)第17条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。」の通り、あらかじめ弊社の承認を得ていただく必要があります。
7	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	第2章	(原案) 第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。 (質問) 譲渡対象となる落札案件の内容には変更は生じないという前提で、落札者が第三者へ譲渡する際の交渉及び関連する条件(例:落札者が応札準備に要したコスト等を考慮した譲渡費用等)は、両者間の協議に委ねられるという理解でよいか。	ご認識のとおり、落札者が第三者へ譲渡する際の交渉および関連する条件については両者間で協議いただくものと考えます。また、募集にに合わせて公表させていただいた、電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力契約書の「(契約の承継)第17条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。」の通り、あらかじめ弊社の承認を得ていただく必要があります。
8	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	第4章	(原案)③入札募集期間 10/●～11/● (修正案)③入札募集期間 10/●～11/30 【理由】需要家獲得のための営業期間をできるだけ長くとれるように、前年度と同程度の締切となるようご配慮いただきたい。	第22回制度設計専門会合での電力・ガス取引監視等委員会からの要請事項にもとづき、募集期間について再検討を実施いたしました。再検討の結果、需要家リスト作成の期間や供給計画および需給検証等のスケジュールを考慮し、11月20日(月)から12月19日(火)の1ヶ月間の募集期間を設けるスケジュールにて実施することといたします。
9	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	第4章	(原案) ③入札募集 …入札書を作成し、●/●までに応札してください。 (修正案) ③入札募集 …入札書を作成し、11/30までに応札してください。 【理由】応札時に需要家を確保しておく必要があるため、需要家獲得の期間を十分に確保できるようご配慮いただきたい。最低でも、応札締切を昨年度と同様の時期に後ろ倒ししていただきたい。	第22回制度設計専門会合での電力・ガス取引監視等委員会からの要請事項にもとづき、募集期間について再検討を実施いたしました。再検討の結果、需要家リスト作成の期間や供給計画および需給検証等のスケジュールを考慮し、11月20日(月)から12月19日(火)の1ヶ月間の募集期間を設けるスケジュールにて実施することといたします。
10	電源 I 〳〳〳〳〳〳調整力	第4章	(原案) ③入札募集 …入札書を作成し、●/●までに応札してください。 (修正案) ③入札募集 …入札書を作成し、11/30までに応札してください。 【理由】昨年度と異なり、応札時に需要家を確保しておく必要があるため、需要家獲得の期間を十分に確保できるようご配慮いただきたい。最低でも、応札締切を昨年度の中三社と同様の時期に後ろ倒ししていただきたい。	第22回制度設計専門会合での電力・ガス取引監視等委員会からの要請事項にもとづき、募集期間について再検討を実施いたしました。再検討の結果、需要家リスト作成の期間や供給計画および需給検証等のスケジュールを考慮し、11月20日(月)から12月19日(火)の1ヶ月間の募集期間を設けるスケジュールにて実施することといたします。

19	電源 I' 厳気象対応調整力	第5章	<p>(原案) 簡易指令システムの詳細仕様等は現在検討中です。決定次第、公表いたします。 【意見】簡易指令システムの詳細仕様等について、検討終了次第、本項に定める内容について、意見募集を行っていただきたい。</p>	<p>簡易指令システムの詳細仕様等についての詳細はIAE（エネルギー総合工学研究所）へお問合せください。</p>
20	電源 I' 厳気象対応調整力	第5章	<p>・入札単位について (原案) 複数の応札者が同一の設備（需要家）を重複して用い、応札していることが判明している場合、当該設備（需要家）を用いた全応札に対し、当該設備（需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。 (修正案) 追記：ただし、複数の応札者による同一の設備（需要家）の重複応札が、応札する事業者の責とされない事由で判明し、契約電力が設備容量を超過した場合、別途代替設備（需要家）につき各応札者と協議し、必要に応じて契約電力を修正することとする。このとき、遅くとも夏季までに代替設備（需要家）の確保が確実と判断された場合、契約電力を変更しないこととする。なお、応札時に複数の事業者と応札を試みた同一の設備（需要家）は、平成30年度の電源 I' 厳気象調整力の電源等対象外とする。 【理由】需要家の観点では、DR事業者が支払う「価格」が契約の際の重要な判断基準になり、「価格」は落札後に確定することになる。したがって、事業者側から「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載禁止」の旨を説明していても、落札結果が出て「価格」が確定した段階でより魅力的なDR事業者をばらばらとする可能性もある。落札価格が確定するまで待つために、ある事業者と契約交渉をしていることを他の事業者に開示せず、結果的に応札時に複数のDR事業者のリストに同一需要家が重複する可能性もある。 上記のように、「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載」が応札する事業者の責でないことが判明した場合は、まず代替可能な需要家があるのか、夏季までに確保できるのかも含め、協議する機会をいただきたい。その上で追加供出が確認できない場合は、応札条件を無効にするのではなく、当該同一需要家の容量を差し引いた契約電力での応札としていただきたい。（契約電力の修正は、別項の調整契約電力でも認められるため） (質問) 異なる応札者が、同一の需要家施設における別の設備（例えば自家発電Aと自家発電B）を分けて応札した場合の取り扱いをご教示いただきたい。</p>	<p>当社は、落札判定において確実に電源 I' 厳気象対応調整力を供出しただけの事業者さまを選定する必要があるため、事後の契約電力の修正には応じかねます。なお、調整契約電力は落札案件の選定にあたり、年間の調達費用を最小とする観点より契約電力の一部切り出しに応じていただける案件の切り出し可能電力を指し、応札時に申し出ていただくものであるため、応札後の契約電力の修正を許容しているものではありません。 また、調整契約に関して直接契約関係がない需要家に対して規制を設けることは予定しておりません。 (ご質問へのご回答) 異なる応札者が、同一の需要家施設における別の設備を分けて応札することは可能です。その際には、応札時に契約設備等が重複していないこと、それらを明確に区分できることが必要となります。</p>
21	電源 I' 厳気象対応調整力	第6章	<p>(質問) 電力・ガス取引監視等委員会第20回制度設計専門会合にて、送配電事業者から下記の発言があった。 「DR事業者が需要家を集めるうえで、少しでも負担を軽減するために、需要家リストに記載する情報をできるだけ簡略化・軽減をする」 この発言を受けて、様式3-3が応札時の需要家リストであると認識しているが、応札時に求められる簡略化・軽減された必要情報を具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>電力大にて需要家リストに記載する情報の統一化を図る中で、簡略化が実現しているものと考えております。</p>
22	電源 I' 厳気象対応調整力	第6章	<p>(質問) 運転体制に関する書類とは具体的にどのような書類を想定されているのかご教示いただきたい。</p>	<p>本要綱における「ホ 運用条件に関わる事項（様式5）」をご提出いただけます。</p>
23	電源 I' 厳気象対応調整力	第6章	<p>・様式4について (原案) 契約申込された電源 I' 厳気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。 (質問) 当該エビデンスは具体的にどのような資料の提出が求められるのかご教示ください。また、発動試験を実施する場合、運転継続時間等の試験の詳細及び合格条件をご教示いただきたい。（例えば運転継続時間は、需要家の通常業務への影響を考慮すると、短めに設定するのが妥当ではないか。また、供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じようにアグリゲータ単位で評価していただきたい。） 試験結果となる電力量の実績値を取得するのが発動試験の2ヶ月後と想定すると、例えば夏季開始の5月頃に発動試験が実施されるという理解でよいのか。 【理由】エビデンスの提出、発動試験の実施、どちらもコストと時間を要するため、両方を求めるのではなく、いずれかを条件としていただくことを検討いただきたい。</p>	<p>供出能力の評価単位はアグリゲータ単位とし、試験については契約電力での運転継続時間が3時間以上であることを求めているため、同内容での試験を実施いたします。 試験の実施時期については落札後に協議中の段階で実施を基本とし、5月末頃までに実施することで検討しております。 当社においては原則として試験の実施を求めるとしてあります。ただし、当社との前年度の調整力契約の発動実績を証するエビデンスがある場合については、内容を確認させていただき、試験を省略することがあります。 また、調整力発動試験については、応札いただいた内容（電源 I' 厳気象対応調整力契約電力など）の妥当性を確認することを目的としており、それを検証するための内容にて実施し、必要な項目を評価することと考えておりますが、その詳細な方法（確認項目・内容等）について別途協議・取決めをうえ、実施させていただきます。</p>
24	電源 I' 厳気象対応調整力	第6章	<p>(質問) 電力・ガス取引監視等委員会第20回制度設計専門会合にて、送配電事業者から下記の発言があった。 「DR事業者が需要家を集めるうえで、少しでも負担を軽減するために、需要家リストに記載する情報をできるだけ簡略化・軽減をする」 この発言を受けて、様式3-3が応札時の需要家リストであると認識しているが、応札時に求められる簡略化・軽減された必要情報を具体的にご教示いただきたい。また、「需要家の確保」の裏付けとなる需要家リスト（様式3-3）の提出に加えて、応札時に供出可能な調整力の容量（＝供出電力）を評価・判断されると理解しているが、供出電力の評価につき「入札書および添付書類（該当する全様式）」以外に求められる追加提出物があれば具体的にご教示いただきたい。昨年度の公募では応札後に当該追加提出物が求められていたが、当該追加提出物は簡略化・軽減の対象となるのかご教示いただきたい。最後に、応札者が提出する全書類・資料をもって、どのように応札時の供出電力が評価・判断されるのか具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>電力大にて需要家リストに記載する情報の統一化を図る中で、簡略化が実現しているものと考えております。 また、具体的な応札時の供出電力の評価・判断ですが、需要家等他応札案件と重複していないか、需要家等の供出電力の合計が契約電力を上回っているか、連断対象の負荷容量とその連断点電圧（電源容量と接続点電圧）から供出電力が不当なものでないかなどから評価・判断します。</p>
25	電源 I' 厳気象対応調整力	第6章	<p>(質問) 運転体制に関する書類とは具体的にどのような書類を想定されているのかご教示いただきたい。</p>	<p>本要綱における「ホ 運用条件に関わる事項（様式5）」をご提出いただけます。</p>

26	電源 I '厳気象対応調整力	第6章	<p>・模式 4 について (原案) 契約申込された電源 I '厳気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>(質問) 上記質問 6 にも関連して、①応札時に事業者が提出する全ての書類・資料をもって落札事業者と落札容量が決定され、その上で、②落札後から契約開始までの間に落札事業者の「調整力供出能力・性能」を確認するためのエビデンスの提出、運転実績、もしくは調整力発動試験の実施が求められると理解しているが、当該エビデンスとしてどのような提出物が求められるのか、当該エビデンスをベースにどのように「調整力供出能力・性能」を評価・判断するのか、それぞれ具体的にご教示いただきたい。</p> <p>また、エビデンスの提出の代わりに発動試験を実施する場合、運転継続時間等の試験の詳細及び合格条件をご教示いただきたい。例えば下記の通り。</p> <p>(A) 運転継続時間は、需要家の通常業務への影響を考慮すると、短めに設定するのが妥当ではないか。 (B) 供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じように送配電事業者との対向試験という形でアグリゲータ単位で評価していただきたい。 (C) 電力量の実績値を取得し試験結果が明らかになるのが発動の2ヶ月後ということとを考慮すると、契約開始前のどの時期に試験が実施されるのかご教示いただきたい。 (D) 発動試験で供出した調整力の容量が落札容量を上回った場合・下回った場合の取り扱いについてそれぞれご教示いただきたい。</p> <p>【理由】エビデンスの提出、調整力発動試験の実施、どちらもコストと時間を要するため、両方を求めるのではなく、いずれかを条件としていただくことをご検討いただきたい。どちらも需要家への事前説明・協力が必要になり、需要家の負担になるため。</p>	<p>供出能力の評価単位はアグリゲータ単位とし、試験については契約電力での運転継続時間が3時間以上であることを求めるため、同内容での試験を実施いたします。</p> <p>試験の実施時期については落札後に協議中の段階で実施を基本とし、5月末頃までに実施することをご検討しております。</p> <p>当社においては原則として試験の実施を求めることとしております。ただし、当社との前年度の調整力契約の発動実績を証するエビデンスがある場合については、内容を確認させていただき、試験を省略することがあります。</p> <p>また、調整力発動試験については、応札いただいた内容（電源 I '厳気象対応調整力契約電力など）の妥当性を確認することを目的としており、それを検証するための内容にて実施し、必要な項目を評価することと考えておりますが、その詳細な方法（確認項目・内容等）について別途協議・取決めの上、実施させていただきます。</p>
27	電源 I '厳気象対応調整力	第7章	<p>アグリゲーター傘下に指令応動時間が3時間のDR設備と1時間のDR設備が混在する場合、1時間の容量分加算評価もしくは、複数入札を可能としていただきたい。</p> <p>(理由) 1時間でもできるものも3時間に揃えて応札することとなり、本来評価されるべき対象がされなくなってしまうため。</p>	<p>契約容量総量での応動時間1時間未満の契約設備等に対する加算であるため、一部のみ加算評価を行うことはいたしません。</p> <p>また、同一の契約設備等を分割した上で同一の募集枠への複数入札は不可としているものの、契約設備等を明確に分けた上で同一の募集枠への複数入札を実施することは可能です。</p>
28	電源 I '厳気象対応調整力	第7章	<p>(原案) kW単価のみで落札事業者を決定（kW単価で評価された落札事業者がkWh契約を締結する仕組み） (修正案) kW単価だけでなくkWhとトータルでのコスト評価で落札事業者を決定する 【理由】kWは安いのが高い事業者を選定することになり、結果的にトータルコストで安価な事業者を落札しないことにつながる。（現在のkW単価は、kW単価のみでの落札事業者に対して調整力電源の運転に必要なコスト（起動費、運転費等）を支払うため。） kW単価だけで評価すると減価償却が進行した固定費等、安価なケースのみが評価を受けてしまう（新規参入者等が新たに投資した固定費の競争力がなくなる）ため。</p>	<p>第22回制度設計専門会合での電力・ガス取引監視等委員会からの要請事項にもとづき、電源 I '厳気象対応調整力のkWh価格の上限設定について再検討を実施いたしました。再検討の結果、kW価格とkWh価格を入札時に提示いただき、kWh価格は想定発動回数と運転継続時間からkW価格に換算した上で、総合評価により落札者を選定する方法へ変更いたします。</p> <p>※kWh価格については入札時に提示いただいた価格が上限価格となります。</p>
29	電源 I '厳気象対応調整力	第8章	<p>送配電事業者からの指令により調整を行なうにもかかわらず、申出単価に上限を設ける理由はなにか。また、なぜインバランス単価を上限とするのか、エリア内の各小売事業者の確保すべき供給力の不足に起因するのであれば、調整力量を確保できていない小売事業者への調整力の卸供給と考えることも可能であり、発動時間帯の J E P X 価格を上限と考えることもできるのではないかと。</p>	<p>kWh価格に上限を設けない場合、実際に発動を受けられないような単価設定によるフリーライドの虞があり、託送費用低減の観点から、上限価格を設定しております。</p> <p>なお、第22回制度設計専門会合での電力・ガス取引監視等委員会からの要請事項にもとづき、電源 I '厳気象対応調整力のkWh価格の上限設定について再検討を実施いたしました。再検討の結果、kW価格とkWh価格を入札時に提示いただき、kWh価格は想定発動回数と運転継続時間からkW価格に換算した上で、総合評価により落札者を選定する方法へ変更いたします。</p> <p>※kWh価格については入札時に提示いただいた価格が上限価格となります。</p>
30	電源 I '厳気象対応調整力	第8章	<p>・従量料金について (原案) 調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の扱いに関する記載は託送供給等約款と平仄が取れないと思われるため削除する。 【理由】託送供給等約款上は、発電機の故障等が発生した場合を除き、調整力電源にはインバランス電力量は発生しないのではないかと。</p>	<p>ご指摘の通り、弊社の託送供給等約款において、発電機の故障等が生じた場合を除き、調整電源についてはインバランス対象外とする旨が記載されております。しかしながら、当該要綱上の記載については調整電源が当社指令と逆ベクトルの調整を実施してしまっていることを鑑み、当該事象に対しては、本契約の中の個別の取り扱いとして料金の精算に関する規定をしております。従って、約款上ではインバランス対象外であるものの、本契約の中ではペナルティの要素を考慮した記載であることから現行通りとさせていただきます。</p>
31	電源 I '厳気象対応調整力	第8章	<p>・超過停止割戻料金について (原案) 修正後の停止日数 = 修正前の停止日数 × (電源 I '厳気象対応調整力契約電力 - 一部供出電力) ÷ 電源 I '厳気象対応調整力契約電力 (修正案) 修正後の停止日数 = 修正前の停止日数 × (電源 I '厳気象対応調整力契約電力 × 運転可能時間 / 3 時間 - 一部供出電力 × 一部供出電力の運転可能時間 / 3 時間) ÷ (電源 I '厳気象対応調整力契約電力 × 運転可能時間 / 3 時間) 【理由】一部供出電力について3時間の運転可能時間を考慮しない場合、極端に運転可能時間が短い代替電源でも停止日数を減らすことができることになるため、一部供出電力、電源 I '厳気象対応調整力契約電力ともに3時間の運転可能時間を考慮して算定すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、記載表現を修正させていただきます。</p>
32	電源 I '厳気象対応調整力	第8章	<p>・従量料金について (原案) 申出単価には上限を設けさせていただきます。なお、上限については30分ごとのインバランス単価とし、従量料金算定時に必要に応じ適用いたします。 (要望) インバランス単価 < (調整単価 + ネガワット調整金 - 買電減) の場合は (ネガワット調整単価 + ネガワット調整金 - 買電減) になっていた。 (理由) インバランス価格によっては、対応すればするほどアグリゲーター、需要家に損失が出てしまうため、DRのインセンティブがあるとは言えない。</p>	<p>kWh価格に上限を設けない場合、実際に発動を受けられないような単価設定によるフリーライドの虞があり、託送費用低減の観点から、上限価格を設定しております。</p> <p>なお、第22回制度設計専門会合での電力・ガス取引監視等委員会からの要請事項にもとづき、電源 I '厳気象対応調整力のkWh価格の上限設定について再検討を実施いたしました。再検討の結果、kW価格とkWh価格を入札時に提示いただき、kWh価格は想定発動回数と運転継続時間からkW価格に換算した上で、総合評価により落札者を選定する方法へ変更いたします。</p> <p>※kWh価格については入札時に提示いただいた価格が上限価格となります。</p>

33	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第8章</p> <p>・計量器について (原案) 具体的には、アグリゲータが集約する需要家の状況 (計量器の種類・設置形態等) を踏まえて、個別協議させていただきます。 (修正案) ただし、当社託送供給等約款にもとづき計量器が電源 I 〳運用に適合していない場合、別途協議の上アグリゲータが任意で設置するサブメーターで代替することも可能とします。 【理由・質問】需要家のネガワット供出可否を判断する際、30分電力量のデータは必須になるが、30分計量に対応していないメーターが設置されている需要家や、一つの計量器に複数の事業者施設が関与している場合、具体的にどういったエビデンスをもって電源 I 〳の供出可否を判断し、応札時に需要家確保とすれはいいかご教示いただきたい。 また、実際の運用において当該需要家が発動された場合、アグリゲータが設置するサブメーターが計量する電力量データの採用を認めていただきたい。 また、長期的な観点で、需要家の電力量データの取得につき、小売とアグリゲータ間に情報の非対称性が生じないようご配慮いただきたい。</p>	<p>計量器については、計量法に適合していること、30分計量に適合していること、調整力ベースラインの設定ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることが前提となり、30分計量に対応していないメーターが設置されている需要家については、別途メーターの取替えが必要で、実績電力量については、原則として、一般送配電事業者が当該需要家の検針結果をもとに把握するものとし、これに必要な計量器等は一般送配電事業者が選定するものとしたしますが、サブメーターの採用可否については、当社が直接データを取得できることや料金精算に過剰な追加労力を要しないことを前提とし、具体的には、需要家等の状況 (計量器の種類・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。</p>
34	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第8章</p> <p>・停止計画について (原案) 契約者は、嵐気象発生月においては、毎週火曜日までに、電力の供出可能量 (発電設備であれば発電可能量、DRを活用した設備であれば抑制効果量) を当社に提出していただきます。 (修正案) 月間での計画提出を行うこととし、週間の計画については、変更がない場合の提出は不要といたします。の一文をいれていただけないでしょうか。 (理由) 運用の効率化のため。</p>	<p>ご提案の通り、変更がない場合の提出は不要といたしますが、その旨のご連絡はいただきます (提出漏れが変更なしかの判断ができればため) 。</p>
35	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第8章</p> <p>(意見) ネガワット調整金については、直接協議スキームではなく、第三者仲介スキームを検討していただきたい。 【理由】利害が対立する関係にある小売事業者とアグリゲータ事業者が適切に協議するのは困難だけでなく、双方の機密情報の保護に基づく、公正・公平な競争環境の整備という観点からも、第三者が仲介してネガワット調整金を処理するべきと考える。</p>	<p>ネガワット調整金については、ネガワット取引に関するガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売 X の需要家に対する小売供給量が減少することから、小売 X は需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売 X とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売 X に対して支払う調整金 (ネガワット調整金) について契約において規定する必要がある。」とされている通り、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。</p>
36	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第8章</p> <p>・アグリゲータに関する事項について (原案) 〳原則として、効果量の確認試験を当社立会いのもと実施していただきます。ハ 確認試験の実施時期については、落札決定後に別途協議いたします。また、試験に係る費用に関しては、その全額を契約者による負担といたします。 (質問) 当該確認試験は、発動試験のことという理解で問題ないか、またその場合、供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じように送配電事業者との対向試験という形でアグリゲータ単位・案件毎に評価していただきたい。</p>	<p>ご認識の通りです。試験についてはアグリゲータ単位・案件毎に評価いたします。</p>
37	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第8章</p> <p>・アグリゲータに関する事項について (原案) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされている、本要綱による電源 I 〳気象対応調整力契約の履行に支障をきたさないこと (※要望) 調整力公募期間中および期間後を含み、本件に係る業務量の増大とならないような仕組みを要望したい。また、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等の供給力確保の問題解決にあたっては、アグリゲータの需要家獲得阻害とならないよう、送配電事業者や第三者等による調整がなされる仕組み等を要望したい。</p>	<p>ネガワット調整金については、ネガワット取引に関するガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売 X の需要家に対する小売供給量が減少することから、小売 X は需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売 X とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売 X に対して支払う調整金 (ネガワット調整金) について契約において規定する必要がある。」とされている通り、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。</p>
38	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第8章</p> <p>・計量器について (原案) …具体的には、アグリゲータが集約する需要家の状況 (計量器の種類・設置形態等) を踏まえて、個別協議させていただきます。 (修正案) 追記：ただし、当社託送供給等約款にもとづき計量器が電源 I 〳運用に適合していない場合、別途協議の上アグリゲータが任意で設置するサブメーターで代替することも可能とする。 【理由・質問】需要家のネガワット供出可否を判断する際、30分電力量のデータは必須になるが、30分計量に対応していないメーターが設置されている需要家や、一つの計量器に複数の事業者施設が関与している場合、具体的にどういったエビデンスをもって電源 I 〳の供出能力及び参加可否を判断し、応札時に需要家確保とすれはいいかご教示いただきたい。(30分計量ができない需要家が参加不可の場合、その旨ご教示いただきたい) また、実際の運用において当該需要家が発動された場合や30分電力量データに異常値・破損等が確認できた場合、アグリゲータが設置するサブメーターが計量する電力量データの採用をバックアップとして認めていただきたい。 また、長期的な観点で、国内DR市場の拡大に向けて、需要家の電力量データの取得につき、小売事業者とアグリゲータ間に情報の非対称性が生じないようご配慮いただきたい。</p>	<p>計量器については、計量法に適合していること、30分計量に適合していること、調整力ベースラインの設定ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることが前提となり、30分計量に対応していないメーターが設置されている需要家については、別途メーターの取替えが必要で、実績電力量については、原則として、一般送配電事業者が当該需要家の検針結果をもとに把握するものとし、これに必要な計量器等は一般送配電事業者が選定するものとしたしますが、サブメーターの採用可否については、当社が直接データを取得できることや料金精算に過剰な追加労力を要しないことを前提とし、具体的には、需要家等の状況 (計量器の種類・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。</p>
39	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第8章</p> <p>(意見) ネガワット調整金については、直接協議スキームではなく、第三者仲介スキームを検討していただきたい。 【理由】利害が対立する関係にある小売事業者とアグリゲータ事業者が適切に協議するのは困難だけでなく、双方の機密情報の保護に基づく公正・公平な競争環境の整備という観点からも、第三者が仲介してネガワット調整金を処理するべきと考える。</p>	<p>ネガワット調整金については、ネガワット取引に関するガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売 X の需要家に対する小売供給量が減少することから、小売 X は需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売 X とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売 X に対して支払う調整金 (ネガワット調整金) について契約において規定する必要がある。」とされている通り、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。</p>
40	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第8章</p> <p>・アグリゲータに関する事項 (原案) 〳原則として、効果量の確認試験を当社立会いのもと実施していただきます。ハ 確認試験の実施時期については、落札決定後に別途協議いたします。また、試験に係る費用に関しては、その全額を契約者による負担といたします。 (質問) 当該確認試験は、発動試験のことという理解で問題ないか、またその場合、供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じように送配電事業者との対向試験という形でアグリゲータ単位・案件毎に評価していただきたい。</p>	<p>ご認識の通りです。試験についてはアグリゲータ単位・案件毎に評価いたします。</p>
41	電源 I 〳気象対応調整力	<p>第9章</p> <p>・図解について (修正案) Y-X>0、<0のそれぞれについて、かっこ書きにより調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の扱いに関する記載は託送供給等約款と平仄が取れていないと思われるため削除すべし。 【理由】託送供給等約款上は、発電機の故障等が発生した場合を除き、調整力電源にはインバランス電力量は発生しないのではないか</p>	<p>ご指摘の通り、弊社の託送供給等約款において、発電機の故障等が生じた場合を除き、調整力電源についてはインバランス対象外とする旨が記載されております。しかしながら、当該要綱上の記載については調整電源が当社指令と逆ベクトルの調整を実施してしまっていることを鑑み、当該事象に対しては、本契約の中の個別の取り扱いとして料金の精算に関する規定をしております。従って、約款上ではインバランス対象外であるものの、本契約の中ではペナルティの要素を考慮した記載であることから現行通りとさせていただきます。</p>

42	電源 I '厳気象対応調整力	第9章	<p>-図解について (前項不採用の場合の質問)</p> <p>Y-X>0の場合に「(ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません)」とされている一方で、Y-X<0の場合に「(当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×インバランス単価(当該時刻における、当社のインバランス単価)を契約者が当社に支払います)」とされているが、調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の精算方法の違い(Y-X>0の場合は精算なし、Y-X<0の場合はインバランス精算)について理由をご教示いただきたい。</p> <p>またインバランス精算は、託送供給等約款にもつきインバランス精算が発生するのか、それとも電源 I '厳気象対応調整力契約にもつきインバランス精算が発生するのかご教示いただきたい。</p>	<p>下げ調整指令に対して、上げ調整を行った場合に精算を実施しない理由につきましては、下げ調整指令をしているにも関わらず、逆ベクトルである上げ調整を行なった場合には、弊社の調整ニーズには応えていただけないことに加え、上げ調整した際のV 1単価を支払うことは受容し難いと考えております。従って、逆応動で上げ調整となった場合に発生した電気は無償で引き取ることとし、料金精算を行わない旨を記載しております。</p> <p>また、一方で上げ調整指令に対して、下げ調整を行った場合についても、弊社の調整ニーズには応えていただけていないことから、通常のV 2単価で精算することは、指令通りに応動いただく契約者との公平性に鑑み、インバランス単価での精算を実施することとしております。</p> <p>なお、精算に関しては、約款上でインバランス対象外である事実は変わらないため、本契約(調整力契約)の中で精算を実施することになります。</p>
43	電源 I '厳気象対応調整力	第9章	<p>需要抑制量の算定は、予め取り決めたガイドラインのベースラインを基に算出とわかりますが、最終的に調整力の結果の算出の仕方についてご教示ください。</p> <p>例) 30分値での評価等</p>	<p>30分値で評価したベースラインをもとに算定した需要抑制量が調整電力量(調整力の結果)となります。</p> <p>具体的には、調整電力量は契約設備等ごとに、30分ごとの調整力ベースラインから30分ごとの実績電力量(約款にもとづく損失率を考慮)を減じて算出いたします。</p>